

平成15年第一回都議会定例会

監査委員報告

平成15年2月5日

監査委員を代表いたしまして、過去1年間に実施いたしました監査結果につきまして、ご報告申し上げます。

都は、財政再建推進プランに基づき、これまで財政の構造改革に取り組んできておりますが、都財政を取り巻く環境は、依然として極めて厳しい状況にあります。

私ども監査委員は、こうした状況を十分に認識しつつ、監査対象の事務事業を的確に分析、把握し、予算や事務事業の執行の適正性の観点はもとより、事務事業が、投下した経費に見合うだけの効果を上げているかという経済性・効率性の観点及び所期の目的を達成しているかという有効性の観点からも、積極的に評価・検証を行ってまいりました。

この1年間に実施いたしました監査の結果、予算及び各種事務事業は、全体としては適正に執行されているものの、なお、一部に是正・改善すべき事項が見受けられましたので、これらにつきまして、指摘、意見等を表明してまいりました。

以下、各種監査の実施状況につきましてご報告申し上げます。

まず、定例監査でございます。

この監査は、都の事務の執行及び経営に係る事業の管理につきまして、予算の執行や財産管理などが、法令等の趣旨に沿って適正に行われているかどうか、経済的、効率的、効果的に行われているかどうかを主眼として毎年度実施するものでございます。

さらに、平成14年度の定例監査の実施に当たりましては、重点的に監査する事項といたしまして、「内部検証システム」を取り上げ、事務の管理体制が適切に整備され、かつ十全に機能しているかどうか、また、各局で行っている自己検査の体制はどのような状況かにつきまして検証を行いました。

この重点監査事項の主な結果につきまして申し上げますと、前渡しを受けた資金などの現金の取扱いには、特段の注意が必要であることから、現金に関す

る不適切な事態を防止するために、担当者以外の者によって、定期的に諸帳簿と現金残高とを照合するとともに、この管理の責任の所在を明確にするために、照合結果を記録するなど、管理体制を整備するよう求めました。

また、自己検査は、事務の適正性を確保するための統制機能として、効果的なものであることから、改善を要するとされた事項につきましては、その事務を担当する部所だけの問題とするのではなく、速やかに局全体に周知徹底し、今後の事務の改善につなげていくようにするなど、その体制を一層強化し、適切な実施体制を整備するよう求めました。

このほか各局に対しましては、不動産取得税に係る減額処理を誤っているもの、行政財産の使用許可に伴う使用料の取扱いを誤っているもの、職員の利用が低調となっている事業所における給食業務の委託について検討すべきものなど、適正性、経済性、効率性、有効性の観点から、計57件を指摘いたしました。

次に、随時監査につきまして申し上げます。

この監査は、特別養護老人ホームの施設整備等に係る補助金の不正受給事件を契機といたしまして、地方自治法第199条第5項の規定に基づき実施したものでございます。

所管局を対象といたしまして、国庫補助金の交付申請が適正に行われているかどうかを検証するとともに、社会福祉法人に対しましては、関係人として、補助に係る事業計画を適切に作成しているかどうか、補助金の受入方法、時期、手続は適切かどうかを調査いたしました。

この結果、補助金の申請・交付に係る手続の透明性を確保するため、所管局は、社会福祉法人が留意すべき事項を明確にするるとともに、設計業者の関与のあり方について検討を求めたもの、各施設設置者から提出される協議書の審査の適正性を確保するため、補助対象法人選定委員会について、議事録を作成するよう求めたものなど、5項目につきまして意見を付しました。

次に、事業評価手法による行政監査につきまして申し上げます。

この監査は、都の事業を客観的に評価するために昨年度から取り組んでいるも

ので、今年度は11の事業につきまして、効率性、有効性の観点から検証を行い、評価いたしました。

この監査における評価結果の主なものを申し上げます。

「リフト付タクシー等整備事業」は、タクシー事業者を対象として、事業者が購入した車両に、車いす利用者のためのリフト等を整備するものでございます。平成12年度から平成16年度まで、毎年度120両、合計600両を整備する計画でしたが、平成14年7月末現在では122両と、予定数を大幅に下回っておりました。

そこで、事業者に対して積極的に働きかけるなどして、整備計画の達成に向け、特段の努力を求めました。

さらに、この事業が、区市町村の実施する福祉輸送サービスと相まって、その目的に沿って、より効果的、効率的に行われるよう一層の努力を求めました。

「ダイオキシン対策事業」では、所管局が、大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況を調査測定し、結果を公表しておりますが、調査測定の結果、横十間川では、水質において、環境基準を上回るダイオキシン類が確認されました。

所管局では、水質と川底の土砂の汚染との関係に着目し、土砂の汚染の改善のため、汚染範囲確定調査を行い、河川管理者等と、この土砂の除去について協議を行うこととしております。

そこで、今後とも横十間川について必要な調査を行うとともに、管理者等に対し、汚染している土砂を拡散しない除去方法等について情報提供するなど、管理者等が円滑にこれを除去できるように努めていくことを求めました。

続きまして、決算審査につきまして申し上げます。

決算審査は、知事からの審査依頼を受け、決算諸表につきまして、決算計数が誤っていないかどうか、予算執行が適正で効率的に行われているかどうかを主眼として実施するものでございます。

まず、各会計決算につきましては、財産に関する調書の一部に、債権31億6,000万円の計上漏れがあったことなど、10局17件の誤りが認められ、是正を求めましたが、それ以外の決算諸表は、適正に表示されていることを確

認いたしました。

また、総括的な意見として、事業執行に関し、都の財政状況を踏まえ、いち早く自主的な財政再建を成し遂げ、山積している課題を解決し、都民の負託に応えるよう、更なる努力を求めるとともに、各局所管事業につきまして、計5件の意見を付しました。

このうち、都道の上空に突き出して設置されている看板や日よけにつきましては、道路占用許可を受けて、適正に設置されたものは53パーセントに留まっており、道路占用料の収入未済額も年度末で約1億1,000万円に達しておりました。

そこで、道路の無許可占用を削減するとともに、道路占用料の収納を促進するよう求めました。

次に、公営企業会計決算につきましては、審査に付された決算諸表が、各会計の経営成績及び財政状態を適正に表示していることを確認いたしました。

しかし、交通事業会計は、約48億円の営業損失を計上しており、また交通事業のうち、路線バス事業は、運行1キロ当たりの乗車人員も年々減少しているなど厳しい事業環境にあることから、経営計画を着実に実施し、効率的な経営に努めるよう求めたものなど、5会計につきまして意見を付しました。

また、今回初めて、公営企業各会計に属する6件の事業につきまして、費用対効果など効率性、有効性の観点から評価を行いました。

このうち、中央卸売市場会計では、場内環境の改善を目指し、平成4年度から、場内運搬用の小型特殊自動車の全車電動車化を推進いたしました。

ところが、事業開始当初19.7パーセントであった電動車の割合は、10年後の平成13年度末でも24.7パーセントと低調でありました。また、その間、効果の測定をしておらず、ほとんどの市場では、環境実態も把握しておりませんでした。

そこで、今後電動車化を環境対策の一環として進めていくために、全市場での環境調査を実施し、現状を明らかにし、環境改善計画を作成するとともに、小型特殊自動車の新規導入、更新に当たっては、原則として電動車以外の登録は認めないことなど、実効性のある措置を講じるよう求めました。

次に、財政援助団体等監査につきまして申し上げます。

この監査は、都が補助金等を交付している団体が、補助等の目的に沿って事業を執行しているかどうか、また、都が資本金を4分の1以上出資している団体が、出資目的に沿って団体運営を行っているかどうか、さらに、団体を所管する各局が、団体への指導監督を適切に行っているかどうかを主眼として実施するものでございます。

まず、補助金等を交付している団体に対する監査結果でございますが、

- ・私立高等学校への都内生就学補助につきまして、都内在住生徒数の算定に誤りがあったとして補助金の返還を求めたもの、
- ・農林関係団体に対して、事務費として交付した補助金のうち、事業未執行に係る部分の返還を求めたもの、
- ・医療法人財団が補助金で整備した施設の利用が不適切であるとして改善を求めたものなど、

計18件を指摘いたしました。

次に、出資団体に対する監査結果でございますが、費用計上の際、実施年度に計上すべきところを、支出年度に計上していたため改善を求めたものなど、計16件を指摘するとともに、会社経営全般に関して計7件の意見を付しました。

主な意見を申し上げますと、子会社3社のうち債務超過となっている2社に対して債務保証や無利子貸付を行っている株式会社につきまして、累積欠損金の一扫と有利子負債の半減を目標に掲げた中期経営計画を着実に実施し、子会社も含めた会社経営の健全化に努めるよう求めました。

また、固定資産の取得等に要した資金の84.1パーセントを長期借入金が占め、多額の支払利息が、その経営を圧迫している株式会社につきまして、長期借入金が損益及び資金収支に及ぼす影響を軽減するための方策を検討するよう求めました。

次に、工事監査につきまして申し上げます。

この監査は、都が行う工事につきまして、計画、設計、積算、施工等の各段

階において、不経済な支出や施工不良がないかどうかなど、当該工事が適正に行われているかどうかを主眼とし、効率性、有効性の観点にも留意して、技術面から検証するものでございます。

この結果、都営住宅の圧力タンク給水装置の設計で、給水ポンプの設定を誤ったもの、コンクリート構造物取りこわしの積算で、より経済的な大型機械を使わなかったものなど、計8件を指摘するとともに、道路排水の水中ポンプの設計で、特注品を設定しておりますが、工事費の低減につながる可能性のある汎用品のポンプの採用も検討の対象とするよう求めたものなど、計4件の意見を付しました。

以上述べてまいりました各種監査における実施箇所等につきまして申し上げますと、定例監査では、本庁・事業所あわせて477箇所、行政監査では、公文書館の管理運営など11事業、財政援助団体等監査では、253団体及び所管局、工事監査では、総務局など18局の2,216件の工事でございます。また、決算審査の対象は、一般会計及び18の特別会計のほか、病院会計など10の公営企業会計でございます。

なお、各種監査におきまして、指摘した収入不足や不経済支出等の金額を合計いたしますと、4,157万余円となります。

次に、住民監査請求につきまして申し上げます。

住民監査請求は、住民が執行機関や職員による財務会計上の行為に、違法又は不当な行為があると認めるとき、監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずることを請求するものでございます。この1年間に、公金の支出に関するもの28件、その他8件の合計36件の請求がございましたが、うち1件につきましては、請求人が請求を取り下げしております。

35件の内訳につきましては、地方自治法に定められております住民監査請求の要件を欠いているために監査を実施せず、いわゆる却下したものが21件、監査を実施したもののうち、措置すべき事項を執行機関に勧告したものが3件、違法・不当とする請求人の主張には理由がないとして、いわゆる棄却したものが11件となっております。

この1年間の監査の実施状況につきまして述べてまいりましたが、監査の結果、指摘した事項等につきましては、各局に対して、早急に是正・改善するなど、適切な措置を講じるよう求めております。また、執行部局におきましては、これらの監査結果に十分留意し、今後の事務の適正かつ効率的な執行に、一層の努力を望むものでございます。

なお、平成11年度、平成12年度及び平成13年度に実施した監査結果につきまして、執行機関に是正・改善を求めておりましたが、平成14年度におきましては、措置を講じた旨の通知が286件ございましたことを、ご報告いたします。

最後になりますが、都民が、都の行財政に関して正しい判断を下せる基となる情報を提供することも監査委員の重要な役割であると考えております。このため、都民向けパンフレットとして、「監査2002 都政を見つめて」を作成し、配布しましたことを、併せてご報告いたします。

以上、この1年間の監査結果を申し述べてまいりましたが、私ども監査委員は、監査委員の使命を重く受け止め、今後とも、都の行財政の公正かつ効率的な運営を確保し、以て都民の信頼と期待に応えるべく、監査業務に万全を期してまいることがを申し上げまして、報告を終わります。

(注) 本文は、口述筆記ではありませんので、表現その他に、
若干の変更があることがあります。